

教育支援資金

のしおり

教育支援資金は、学費の捻出が困難な低所得世帯の児童に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する制度です。

就学支度費

○高等学校や大学等への入学時に必要な入学金等の費用

高等学校や大学等への入学にあたり、学校に納付する入学金等の費用や、入学に際し必ず必要となる制服代等の費用が対象となります

○貸付限度額 50万円以内

○貸付期間 在学期間中

○償還期間 20年以内

ただし、教育支援費と合わせた貸付総額に対し、毎月の返済額を基準とした償還期間の調整を行う場合があります

教育支援費

○高等学校や大学等の在学中に必要な授業料等の費用

高等学校や大学等の在学中に、学校に納付する授業料等の費用や、在学中に必ず必要となる教科書代や通学定期代等にかかる費用が対象となります

○貸付限度額 高等学校 月額35,000円以内

高等専門学校 月額60,000円以内

短期大学 月額60,000円以内

大学 月額65,000円以内

○貸付期間 在学期間中

○償還期間 20年以内

ただし、就学支度費と合わせた貸付総額に対し、毎月の返済額を基準とした償還期間の調整を行う場合があります

～生活福祉資金をご利用になる前に～

生活福祉資金貸付制度は、住み慣れた場所での生活を支援する「地域型の貸付」制度です。

貸付という性格上、負債として将来に負担を残すことになりかねません。このため、貸付額は必要最低限に限らせていただくとともに、借り入れの相談時から償還完了に至るまでの間、「社会福祉協議会」と「民生委員」がその支援にかかわります。

また、金銭的な必要性だけで貸付を行うのではなく、日常生活への支援などについても考慮しながら、貸付の実施を審査するため、借入申込から貸付決定までには、1か月から数か月の期間を要することがあります。

これらを十分にご理解いただいた上で、この資金をご利用ください。

兵庫県社会福祉協議会

貸付の対象となる世帯

次の3つの要件にすべて当てはまる世帯が対象となります

- (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯
- (2) 低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯）
- (3) 世帯内の児童の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯

借受人と連帯借受人

- (1) 貸付を受ける借受人（借入申込者）は進学・在学する児童本人となります。
- (2) 借入申込者は、次の要件に該当する者となります。
 - 現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者
 - 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校（通信制、定時制を含む）に在学中の者
- (3) 借入申込者とともに、連帯借受人が必ず必要となります。
- (4) 連帯借受人は、借入申込者の親権者で、借入申込者が属する世帯の生計中心者である者となります。ただし、この要件に合致する連帯借受人が立てられない場合は、これに準じる要件を備えた者を連帯借受人とします。

連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 原則として1名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者としてします。
- (2) 貸付利率は無利子です。
- (3) 据置期間は、貸付終了後6月以内です。貸付は貸付対象となった学校の卒業する日の属する月の末日をもって終了します。
- (4) 償還期間は、20年以内です。ただし、毎月の返済額が約5千円を下回らない程度となるように期間を設定します。

貸付対象となる学校

(1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程、専門課程）

※すべて通信制または定時制課程を含みます

※大学院、予備校、外国の学校（留学を含む）や専修学校の一般課程（生涯教育等）は貸付対象とはなりません。

貸付対象となる費用

(1) 就学支度費（主に入学時のみに必要となる経費）

- 入学金、各種経費（学校指定により入学時に支払いが必須となる会費・維持費等）、教材費（学校指定で入学時に購入が必要なもの）、通学費（初年度6カ月分のみ）
- 制服代やシューズ類（学校指定品）
- 部屋を借りるための敷金等の初回費用（下宿費用）
- その他、学校推奨により、加入が必要と考えられる共済・生協・組合等への加入費

(2) 教育支援費（在学期間を通じて必要となる経費）

- 授業料、各種経費（学校指定により在学中を通し定期的な支払いが必須となる会費・維持費等）
- 教材費（学校指定で在学中必須とされたもの）、修学旅行積立金、通学定期代
- 自宅からの通学が困難な場合の家賃及び共益費に相当する経費（下宿費用）
- その他、学校推奨により在学中を通して支払いが必要な経費

(3) すべての費用は、その根拠となる書類の提出が必要となります。

貸付相談と申込み

(1) 貸付相談や申込みの窓口は、居住中の市区町社会福祉協議会（市区町社協）になります。

(2) 借入申込みは、進学先が決定（合格発表）する前でも行うことはできます。ただし、受験する学校が決まり、受験手続が完了したのちで、合格後に必要な費用が算出できる状況であることが必要です。

(3) 借入申込みから、審査・貸付決定し、実際に貸付金が送金されるまでには1か月程度の日数を要します。また、秋冬の受験シーズンなどは借入申込みが殺到するため、さらに時間を要する場合がありますので、計画的に相談・申込みを行ってください。

他の修学支援制度との関連

(1) 生活福祉資金（教育支援資金）の利用にあたっては、日本学生支援機構、国民生活金融機関、母子寡婦福祉資金など他の融資・給付制度の利用が優先となります。これらが利用できるか、必ずご確認のうえ、ご相談ください。

(2) 他制度を利用しても、入学時に必要な費用の捻出が困難な場合は、その不足する費用についてのみ貸付対象とする場合があります。ただし、他制度において類似する貸付制度との重複利用が認められていない場合については、この限りではありません。

(3) 他制度が利用できる状況であるにもかかわらず、これらの制度を利用せずに本資金を利用することはできません。

貸付審査

(1) 市区町社協にて書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社会福祉協議会（県社協）で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 借入申込み時期が遅く、貸付金の送金が入学金等の納付期日までに行えない場合
- 借入申込後、申請書類が整えられず1か月以上経過した場合
- 資金の用途が、制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 世帯員が自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 県社協が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合
- 民生委員の援助を拒まれる場合

次のような経費は、貸付対象の経費とは認められません

- 入学検定料（受験料）や受験のために必要な交通費等
- 在学中または卒業した学校よりも上級ではない学校への入学にかかる費用
- 在学期間中の生活費（食費、水光熱費等）、生活に必要な家財等の購入経費
- 寄付金など支払いが任意であるもの
- 受験に合格しても進学しない学校に支払うための経費（入学保証金）
- 貸付金を交付する前に支払った経費（貸付決定後であっても、貸付金の送金前に支払った場合も含みます）
- 他で借入されている経費、または既に借入が決定している経費

(2) 貸付審査において、連帯借受人の勤務確認や連帯保証人の意志確認等を行います。

(3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

貸付の決定

(1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。ただし、資金の用途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。

(2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。

(3) 貸付決定の場合は、「借用書」により貸付契約を締結します。

資金の交付方法

- (1) 初回の送金は、本会が借用書及び契約時に必要な書類を受理後、原則、翌週の木曜日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に送金します。
- (2) 送金できるのは、本人名義の口座のみとなります。
- (3) 進学先が決定（合格発表）する前に本資金の貸付決定を受けていた場合の送金は、進学先が決定（合格発表）された後となります。

教育支援費の交付方法

- (1) 教育支援費の送金は、毎年9月中旬と3月中旬に、それ以降の6か月分の月額を一括して送金します。（初回の送金分を除く）
- (2) 送金前には、在学状況の確認を行います。定められた期日までに在学状況の確認が行えなかった場合には送金を停止します。

届出義務について

- (1) 入学後は速やかに在学証明書を提出して下さい。また資金使用の事実確認のため、領収書等の提出を求める場合があります。
- (2) 借受人、連帯借受人及び連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、市区町社協または県社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
 - 住所、氏名を変更したとき。
 - 休学・退学等により、貸付が必要なくなったとき。
 - 状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）があったとき。
 - 他の修学支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき。
 - 連帯保証人の状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき。
- (3) 届出義務を怠った場合には、以降の送金を停止し、または契約終了し、一括償還を求める場合があります。

償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。
償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年 10.75%の延滞利子が加算されます。
- (3) 貸付金は、返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。

その他

- (1) 生活保護を受給している世帯の場合は、あらかじめ福祉事務所のケースワーカーにご相談のうえ、市区町社協にご相談ください。

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類一覧」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (6) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。

【本人確認及び世帯の収入状況の分かる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 世帯全員分が記載された住民票（または外国人登録原票記載事項証明書）	原本
2	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書（20歳以上の世帯全員分）	原本
上記書類が提出できない場合や、上記書類では世帯の収入状況を証明できないと考えられる場合（証明書の証明期間以降に就職した場合など）は、以下のような書類の提出で変えることができます。ただし、発行元の確認できるものでなければなりません。		
	<input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 給与等の収入が振り込まれている通帳 <input type="checkbox"/> 給与額が記載された在職証明書	コピー可

【修学・進学の実績が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 合格通知書 <input type="checkbox"/> 受験票または検定料納付書の控え	コピー可
2	<input type="checkbox"/> 受験校一覧表（複数校を受験する場合、本会指定様式）	

【借入費用の詳細が確認できる書類】

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 学校からの請求書 <input type="checkbox"/> 入学案内、パンフレット等費用が掲載されている資料 <input type="checkbox"/> 必要費用の総額が明らかとなるもの（請求書、見積書等）	コピー可

【連帯保証人分】（同一世帯でない連帯借受人の場合も含む）

提出書類		
1	<input type="checkbox"/> 県民税・住民税課税証明書	原本

○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 生活資金部
 神戸市中央区坂口通2-1-18 県福祉センター内
 TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ